

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項（学生対象）

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条第2項及び第5条第3項に定める学生に対する留意事項は、以下のとおりとする。

なお、必要とする合理的配慮の内容は、障害の状態や環境等に応じて変化することもあるため、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図るものとする。

第1 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに本学の3つのポリシーに照らして判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- ①障害があることのみを理由に受験を拒否すること
- ②障害があることのみを理由に入学を拒否すること
- ③障害があることのみを理由に講義受講を拒否すること
- ④障害があることのみを理由に研究指導を拒否すること
- ⑤障害があることのみを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- ⑥障害があることのみを理由に事務窓口等での対応を拒否あるいは順序を劣後させること
- ⑦障害があることのみを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等への出席を拒否すること
- ⑧障害があることのみを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- ⑨ノートテイク、パソコンノートテイク、手話通訳などの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- ⑩試験等において、合理的配慮を受けたことのみを理由に評価に差をつけること
- ⑪単位の認定基準を満たしていないにもかかわらず、障害があることのみを理由に、正当な評価を行わず単位を認めること
- ⑫障害があることのみを理由に、講義受講を免除すること

第2 合理的な配慮の具体例

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のユニバーサルデザイン化又はバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(合理的な配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- ①車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- ②図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- ③臨床（臨地）実習の開始に際し、障害学生に関し患者さんとの間で信頼関係を構築するとともに、電子カルテ使用方法や医療機器の操作等について適切な配慮を行い、円滑な実習が行えるよう病院内の環境整備を図ること
- ④移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- ⑤配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- ⑥障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- ⑦移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- ⑧易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

(合理的な配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- ①授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム、手話通訳などの情報保障を行うこと
- ②ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- ③シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや拡大資料・点字等を提供すること
- ④聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- ⑤授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- ⑥事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- ⑦聴覚による言語理解が苦手な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- ⑧間接的、抽象的な言語表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- ⑨口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- ⑩授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、

テキストベースでの意見表明を認めたりすること

- ⑪入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- ①入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- ②成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- ③外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- ④大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- ⑤移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- ⑥臨床（臨地）実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- ⑦臨床（臨地）実習、学外での臨床（臨地）実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- ⑧外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- ⑨障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- ⑩IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- ⑪授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- ⑫不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- ⑬感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- ⑭体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- ⑮教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- ⑯履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- ⑰入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- ⑱治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること

- ⑱授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- ⑳視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること